

5. 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部が中心となり、指定水系（利根川・荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）ごとに水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を吟味した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更を行っている。フルプランの全部変更については、これまで吉野川水系が平成14年2月、木曾川水系が平成16年6月、筑後川水系が平成17年4月、豊川水系が平成18年2月、利根川・荒川水系が平成20年7月、淀川水系が平成21年4月にそれぞれ行われた。フルプランの一部変更については、豊川水系が平成20年6月、利根川・荒川水系及び木曾川水系が平成21年3月にそれぞれ行われた。なお、フルプランを決定（変更）するにあたっては、利水関係行政機関の長である厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、その他関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴き、閣議決定によって決定される。

また、フルプランの中間評価として、全部変更後、おおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行うこととしており、平成21年7月に吉野川水系、平成22年9月に木曾川水系、平成23年6月には筑後川水系の中間評価がとりまとめられ公表された。来年度については、豊川水系において現行のフルプラン策定（平成18年2月）から5年が経過したことから、中間評価を実施する予定である。中間評価の実施にあたり、国土審議会水資源開発分科会豊川部会を開催し、①需給計画の状況②建設事業の進捗状況と効果③その他重要事項の達成状況について、部会委員が調査・審議を行い、点検結果を作成する。

フルプランの全部変更で最も基本となるのは、将来の水の需給を想定する作業であり、国土交通省から関係都府県へ調査依頼がなされることとなる。しかし、将来の需給推計作業が大幅に遅れているもの、関係する市町村・事業体の推計値を単純に積み上げただけで都府県としての精査が不十分なもの、近年の傾向を踏まえず過去のトレンドを基に依然として過大な需要推計をしているもの等が散見され、結果としてフルプランの変更作業全体に支障をきたしている例が見受けられる。

したがって、関係都府県においては、計画変更に必要な水の需給想定調査等の実施に当たり十分に精査されたデータの提供をしていただけるよう協力方よろしく願います。